

大分県報

令和七年
号外（二〇）
三月三十一日

（月曜日）

目次

規 則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正……………	一
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部改正……………	四
都市計画法による開発行為許可申請の手續に関する規則の一部改正……………	四
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の制定……………	四
大分県宅地建物取引業法施行細則の一部改正……………	一九
大分県建築基準法施行細則の一部改正……………	一九
大分県建築士法施行細則の一部改正……………	一九
大分県契約事務規則の一部改正……………	二〇
大分県会計規則の一部改正……………	二〇
大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………	二一

○規 則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県規則第二十一号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号の三の次に次の四号を加える。

二十二の四 法第五十七条の九第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の

認可の申請 情報通信環境整備事業計画認可申請書（第二十二号様式の四）

二十二の五 法第五十七条の十（法第八十四条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十七条の九第一項の変更の認可の申請 情報通信環境整備事業計画変更認可申請書（第二十二号様式の五）

二十二の六 法第五十七条の十一第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の認可の申請 連携管理保全計画認可申請書（第二十二号様式の六）

二十二の七 法第五十七条の十三（法第八十四条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十七条の十一第一項の変更の認可の申請 連携管理保全計画変更認可申請書（第二十二号様式の七）

第二十二号様式の三の次に次の四様式を加える。

第二十二号様式の三の次に次の四様式を加える。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第22号様式の4（第2条関係）

情報通信環境整備事業計画認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地 申請者名 代表者の職及び氏名

情報通信環境整備計画を定めたので、土地改良法 第 57 条 の 9 第

84条において準用する同法第57条

1 項 の規定により認可を申請します。
の9第1項

添付書類

- 1 情報通信環境整備事業計画書
- 2 情報通信環境整備事業計画を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書
- 3 土地改良法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が整ったことを証する書面

第22号様式の5（第2条関係）

情報通信環境整備事業計画変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地 申請者名 代表者の職及び氏名

年 月 日付け 第 57 条 の 10 号で認可のあつた情報通信環境整備事業計画を変更したので、土地改良法 第84条において準用する同法第57条の10 において準用する同法

第57条の9第1項の規定により認可を申請します。

添付書類

- 1 情報通信環境整備事業計画を変更する理由を記載した書面
- 2 変更情報通信環境整備事業計画書
- 3 情報通信環境整備事業計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書
- 4 土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が整ったことを証する書面

第22号様式の6(第2条関係)

連携管理保全計画認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名

第 57 条 の 11 第

連携管理保全計画を定めたので、土地改良法

第84条において準用する同法第57条の11

- 1 項
の規定により認可を申請します。
第1項

添付書類

- 1 連携管理保全計画書
- 2 連携管理保全計画を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書
- 3 土地改良法第57条の11第4項の意見を記載した書面

注 2の書類は、関係する土地改良区(土地改良区連合を含む。)全部のものを添付すること。

第22号様式の7(第2条関係)

連携管理保全計画変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
申請者名
代表者の職及び氏名

年 月 日付け 第 号で認可のあつた連携管理保全計画を変更したの

第 57 条 の 13

で、土地改良法 第84条において準用する同法第57条の13において準用する同法第57条の

11第1項の規定により認可を申請します。

第1項の規定により認可を申請します。

添付書類

- 1 連携管理保全計画を変更する理由を記載した書面
- 2 変更連携管理保全計画書
- 3 連携管理保全計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書
- 4 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第4項の意見を記載した書面

注 3の書類は、関係する土地改良区(土地改良区連合を含む。)全部のものを添付すること。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則（平成十八年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の（裏）中「隣役」を「均隣形」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十三号

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則（昭和四十五年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、同条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第七条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第九号様式の添付書類1中「（添付がなないこととするもの）」を削り、同様式の添付書類2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」及び「履歴書」を「住民票の写し等」に改める。

第十号様式の添付書類1中「（添付がなないこととするもの）」を削り、同様式の添付書類2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」及び「履歴書」を「住民票の写し等」に改める。

類2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」及び「履歴書」を「住民票の写し等」に改める。

第十三号様式の添付書類1中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式の添付書類3を次のように改める。

3 農地にあつては、農地転用許可書の写し

第十四号様式の二の備考1を次のように改める。

1 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本協議が成立することにより、同法第12条第1項の許可があつたものとみなされます。

第十四号様式の二の備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本協議が成立することにより、同法第30条第1項の許可があつたものとみなされます。

附則

この規則中第十四号様式の二の改正規定は令和七年五月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十四号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 宅地造成等工事規制区域における工事（第五条―第十一条）

第三章 特定盛土等規制区域における工事（第十二条―第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十

六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（提出部数）

第二条 法、政令、省令又はこの細則の規定により知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、正本一部及び副本一部とする。

（証明書及び許可証の様式）

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、第一号様式によるものとする。

2 法第七条第二項の許可証は、第二号様式によるものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可申請時に提出を要する書類）

第四条 省令第七条第一項第十号及び第二項第八号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成等の施行同意書（第三号様式）によるものとする。

2 省令第七条第一項第十二号若しくは第二項第十号又は第六十三条第一項第二号若しくは第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事を施行する土地の登記事項証明書
- 二 工事主の資力及び信用に関する申告書（第四号様式）
- 三 工事主が、法人であるときは法人税の納税証明書、個人であるときは所得税の納税証明書
- 四 工事施行者の能力に関する申告書（第五号様式）
- 五 知事が別に定める難易度が高い工事については、次に掲げるもの

- イ 工事施行者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書及び当該法人が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- ロ 工事施行者が個人であるときは、当該個人の住民票の写し及び当該個人が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

六 その他知事が必要と認める書類等

第二章 宅地造成等工事規制区域における工事

（宅地造成等に関する工事の協議の申出等）

第五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第六号様式）に、前条第二項第一号並びに省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第七号様式）に、前条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前二項の規定による協議申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（第八号様式）により通知するものとする。

4 第三条、次条、第八条及び第十一条の規定は、第一項及び第二項の協議が成立した工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第六条 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第九号様式）を知事に提出するものとする。

（宅地造成等に関する工事の計画の変更協議の申出）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第十号様式）に、省令第三十七条第一項に規定する書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第十一号様式）に、省令第三十七条第二項に規定する書類を添えて知事に提出するものとする。

3 第五条第三項の規定は、前二項の協議について準用する。

（宅地造成等に関する工事の定期報告）

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての法第十九条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十二号様式）によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事についての法第十九条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十三号様式）によるものとする。

（宅地造成等に関する工事の届出書の添付書類）

第九条 法第二十一条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第五十二条第一項又は第三項の届出書に、同条第二項又は第四項の図面及び書類並びに知事が必要と認める書類等を添付するものとする。

2 法第二十一条第三項の規定による届出に係る省令第五十五条の届出書には、知事が必要

と認める書類等を添付するものとする。

3 法第二十一条第四項の規定による届出に係る省令第五十六条の届出書には、知事が必要と認める書類等を添付するものとする。

（宅地造成等に関する届出工事の変更届出）

第十条 法第二十一条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書（第十四号様式）を知事に提出するものとする。

2 法第二十一条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書（第十五号様式）を知事に提出するものとする。

（宅地造成等に関する工事の中止等）

第十一条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受け、又は法第二十一条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届（第十六号様式）により、速やかに知事に届け出るものとする。

第三章 特定盛土等規制区域における工事

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類）

第十二条 省令第五十八条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、工事を施行する土地の登記事項証明書その他の知事が別に定める書類とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等）

第十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に、第四条第二項第一号並びに省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

3 知事は、前二項の規定による協議申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書により通知するものとする。

4 第三条、次条、第十六条及び第十九条の規定は、第一項及び第二項の協議が成立した工

事について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第十四条 法第三十五条第二項の規定により届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書を知事に提出するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更協議の申出）

第十五条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第六十七条第一項に規定する書類を添えて知事に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書に、省令第六十七条第二項に規定する書類を添えて知事に提出するものとする。

3 第十三条第三項の規定は、前二項の協議について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第十六条 特定盛土等に関する工事についての法第三十八条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事についての法第三十八条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書によるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類）

第十七条 法第四十条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を行う場合であつて、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るものであるときは、省令第八十二条第一項又は第二項の届出書に、省令第五十二条第二項又は第四項の図面及び書類並びに知事が必要と認める書類等を添付するものとする。

2 法第四十条第三項の規定による届出に係る省令第八十五条の届出書には、知事が必要と認める書類等を添付するものとする。

3 法第四十条第四項の規定による届出に係る省令第八十六条の届出書には、知事が必要と認める書類等を添付するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

第十八条 法第四十条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書を知事に提出するものとする。

2 法第四十条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しよう

とするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書を知事に提出するものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等)

第十九条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をし、法第三十条第一項の許可を受け、又は法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届により、速やかに知事に届け出るものとする。

附則

この規則は、令和七年五月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書	第 号
年 月 日	所 属 名 氏 名	年 月 日
年 月 日	生 年 月 日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日	年 月 日
年 月 日	大 分 県 知 事	印

注 縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（裏面）

注 意 事 項

- 1 執務中は、常に本書を携帯しなければならない。
- 2 関係人の請求があった場合においては、本書を提示しなければならない。
- 3 本書を犯罪捜査のために使用してはならない。

第2号様式（第3条関係）

障害物の伐除又は土地の試掘等の許可証

第 号

責任者の職氏名	
目的	
場所	
伐除する障害物の種類及び数量	
試掘等を行うのに必要な土地の面積及び種類	
試掘等の方法及び範囲	
期	年 月 日から 年 月 日まで

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記のとおり障害物の伐除又は土地の試掘等を行うことを許可する。

年 月 日

大分県知事



第3号様式（第4条関係）

宅地造成等の施行同意書

年 月 日

工事主 殿

工事主 の宅地造成等に関する工事については、異議がないので同意します。

土地の所在地及び地番	地目	地種	所有者の住所及び氏名	同意年月日 同意 印	所有者以外の権利の種類 権利者の住所及び氏名	同意年月日 同意 印
				• •	権利の種類	• •
				• •	権利の種類	• •
				• •	権利の種類	• •
				• •	権利の種類	• •
				• •	権利の種類	• •

備考

- 1人ごとに同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入すること。
- この用紙は権利の同意のみを使用すること。
- 1欄1筆ごとに使用すること。

第4号様式 (第4条関係)

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

大分県知事 殿

工事主 住所

氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第2号 } に規定する工事主の資力及び信用に
 ついて、次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資 本 金	千円		
法令による登録等 許可の日付又は有効期間	法令名 登録番号等				
	従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者 人)	千円		
前年度事業量	千円	資 産 総 額	千円		
前年度納税額	千円	法人税又は所得税	千円		
主たる取引金融機関					
工事監理者住所氏名					
職 名	氏 氏	年 齢	在社年数		
				資格、免許、学歴、その他	
役員略歴					
宅地造成等工事施行経歴	工事名	工事施行場所	面 積	許認可番号	着工、完了年月
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日
			m ²	年 月 日	年 月 日

備考 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許・建築士法による建築
 士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

令和七年三月三十一日

第5号様式 (第4条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

大分県知事 殿

工事施行者 住所

氏名
 [法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第3号 } に規定する工事施行者の能力につい
 て次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等	従 業 員 数	事 務 技 術 労 務 計	人			
	前年度納税額	法人税又は所得税	千円			
主たる取引金融機関	建設業法第26条による 主任技術者住所氏名					
住 所	氏 氏	年 齢	在社年数			
				資格、免許、学歴、その他		
技術者略歴						
宅地造成等工事施行経歴	注文主名	元請、下請の別	工事施行場所	面 積	許認可日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月 日
				m ²	年 月 日	年 月 日
				m ²	年 月 日	年 月 日
				m ²	年 月 日	年 月 日
				m ²	年 月 日	年 月 日

備考 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築
 士事務所登録等について記入すること。

大分県報号外 (規則)

九

第6号様式（第5条、第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日

大分県知事 殿

協議者 住所
氏名
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（第15条第1項）の規定により、協議を申し出ます。

1 工事主の住所及び氏名	住所	
	氏名	
2 設計者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
3 工事施行者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 経度：	分 分 秒 秒
5 土地の面積		平方メートル
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無

10	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル	
(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
(3) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
	切土	立方メートル	
(4) 擁 壁	番号	構造	高さ
			延長
(5) 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ
			延長
(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法
			延長
(7) 崖面の保護の方法			
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法			
(9) 工事中の危害防止のための措置			
(10) その他の措置			
(11) 工事着手予定年月日	年	月	日
(12) 工事完了予定年月日	年	月	日
(13) 工程の概要			
11	その他必要な事項		

第7号様式（第5条、第13条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 【注意】
- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付してください。
 - 3 欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
 - 5 欄は、該当する盛土タテマに○印を付してください（複数選択可）。
 - 6 欄は、漢流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
 - 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況を記入してください。

年 月 日

大分県知事 殿

協議者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項} の規定により、協議を申し出ます。

1 工事主の住所及び氏名	住所	
	氏名	
2 設計者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
3 工事施行者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル

7	(3)	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	(4)	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	(5)	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	(6)	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	(7)	空地の設置	番号	空地の幅	
				メートル	
	(8)	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
(9)	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
(10)	工事中の危害防止のための措置				
(11)	その他の措置				
(12)	工事着手予定年月日	年	月	日	
(13)	工事完了予定年月日	年	月	日	
(14)	工程の概要				
8	その他の必要な事項				

※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

【注意】

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
- 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第8号様式（第5条、第13条関係）

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

年 月 日

大分県知事 印

年 月 日付けで協議のあった宅地造成等に関する工事については、下記のとおり協議が成立したので宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 {第5条第3項（第7条第3項において準用する場合を含む。）} の規定により通知します。

記

協議成立番号	第	号
1 工事主の住所及び氏名	住所	
	氏名	
2 工事をする土地の所在地及び地番		
3 協議同意対象行為	協議・変更協議	
4 工事着手予定年月日	年 月 日	
5 工事完了予定年月日	年 月 日	
6 条 件		

【注意】
 1 この後、協議をした内容を変更する場合は、変更協議が必要となります。
 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は同法第34条第1項の規定による協議成立をもって同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなします。

第9号様式（第6条、第14条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第2項 第35条第2項} の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更事項

事項	変	更	前	変	更	後

4 変更理由

第 10 号様式（第 7 条、第 15 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

大分県知事 殿

年 月 日

協議者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項 }
第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項
の規定により、変更の協議を申し上げます。

1 工事主の住所及び氏名	住所	
	氏名	
2 設計者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
3 工事施行者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 経度：	度 分 秒、 度 分 秒)
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	

9 土地の地形	溪流等への該当有・無			
(1) 盛土又は切土の高さ	メートル			
(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
(3) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
	切土	立方メートル		
(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			メートル	メートル
(5) 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
			メートル	メートル
(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
(7) 崖面の保護の方法				
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法				
(9) 工事中の危険防止のための措置				
(10) その他の措置				
(11) 工事着手予定年月日	年	月	日	
(12) 工事完了予定年月日	年	月	日	
(13) 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				

13	協議成立番号	第	号
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	
年月日		年月日	
第号		第号	
係員氏名		係員氏名	

- 【注意】
- ※印のある欄は、記入しないでください。
 - ※欄は、資格を有する者の設計によるなければならぬ工事を含む場合には、氏名の横に○印を付してください。
 - ※欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - ※欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
 - ※欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
 - ※欄は、浪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
 - ※欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第11号様式（第7条、第15条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

大分県知事 殿

年 月 日

協議者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第3項において準用する同法第15条第1項〕第35条第3項において準用する同法第34条第1項の規定により、変更の協議を申し上げます。

1	工事主の住所及び氏名	住所 氏名	
2	設計者の住所及び氏名	住所 氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	住所 氏名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	緯度： 経度：	度 分 秒、 度 分 秒）
5	土地の面積		平方メートル
6	工事の目的		
	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル

7	(3)	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4)	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
工事の概要	(5)	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	(6)	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
(7)	空地の設置	番号	空地の幅	メートル
(8)	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
(9)	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
(10)	工事中の危害防止のための措置			
(11)	その他の措置			
(12)	工事着手予定年月日	年	月	日
(13)	工事完了予定年月日	年	月	日
(14)	工程の概要			
8	その他の必要な事項			
9	変更の理由			
10	協議成立番号	第	号	

※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

【注意】

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
- 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第12号様式（第8条、第16条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

大分県知事 殿

工事主 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項〕の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

工事の概要	(1) 工事が施行される土地	
	(2) 工事施行者の住所及び氏名	
(3) 許可年月日	年 月 日	
(4) 許可番号	第 号	
(5) 前回の報告年月日	年 月 日	
工事の施行状況報告	① 報告の時点における盛土又は切土の高さ	盛土 メートル
	② 報告の時点における盛土又は切土の面積	盛土 平方メートル
	③ 報告の時点における盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
	④ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	切土 立方メートル
⑤ 添付写真		面真

注 (5)については、2回目以降の定期報告を行う場合に限る。
④については、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項に規定する擁壁等とする。

第13号様式（第8条、第16条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

大分県知事 殿

工事主 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第19条第1項〕の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

工事の概要	(1) 工事が施行される土地の所在地	
	(2) 工事施行者の住所及び氏名	
(3) 許可年月日	年 月 日	
(4) 許可番号	第 号	
(5) 前回の報告年月日	年 月 日	
工事の施行状況報告	① 報告の時点における土石の堆積の高さ	メートル
	② 報告の時点における土石の堆積の面積	平方メートル
	③ 報告の時点における堆積されている土石の土量	立方メートル
	④ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	新たに堆積された土石の土量 立方メートル 除却された土石の土量 立方メートル
⑤ 添付写真		面真

注 (5)については、2回目以降の定期報告を行う場合に限る。
④については、該当の土量がゼロの場合は、「0」と記入すること。

第 14 号様式（第 10 条、第 18 条関係）

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者

住所

氏名

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 } の規定により届け出た下記の工事に
ついて、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事を行っている土地の所在地及び地番	
工事を行っている土地の面積	平方メートル
変更事項	
変更理由	

第 15 号様式（第 10 条、第 18 条関係）

擁壁等に関する工事の届出の変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者

住所

氏名

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項 } の規定により届け出た下記の工事に
ついて、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事が行われる土地の所在地及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

第 16 号様式（第 11 条、第 19 条関係）

宅地造成等に関する工事中止（再開、廃止）届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則〔第 11 条〕の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可（届出）年月日 及び 番 号	年 月 日 第 号
届 出 の 内 容	中止 ・ 再開 ・ 廃止
理 由	
土地の所在地及び地番	
工事進捗状況及び 防災措置 置	

大分県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十五号

大分県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

大分県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年大分県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第一条の二第一項第八号」を「第一条の二第一項第九号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十六号

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則（昭和四十六年大分県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「換気設備（」の下に「法第二十八条第二項ただし書及び第三項の規定により設けた機械換気設備並びに」を加え、「（非常用電源内蔵型のものを除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第二十七号

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第四条第二号中「生年月日及び性別」を削る。
第四号様式中

生年月日	
性別	
登録番号	
登録番号	

に

改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十八号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第七号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第十六条第一項ただし書中「もの」の下に「及び当該検査調書に記載すべき事項を電子計算組織（大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第二十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に登録した契約」を加え、同条第二項中「（大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第二十条第一項に規定するものをいう。）」を削る。

第三十三条中「の各号」を削り、同条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十八条第一項中「の各号」及び「（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に

係るものについては、二十四日前（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限る。）」を削る。

第四十二条第一項中「（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係るものについては、二十四日前（最初の契約に係る公示において、最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限る。））」を削る。

第五十六条に次の一号を加える。

二十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託する契約

第五十七条第二項中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附則に次の二項を加える。

5 契約担当者は、当分の間、第二十二条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、競争入札に付する業務委託（工事に関する委託等を除く。）の予定価格を当該業務委託に係る入札期日（電子入札にあつては、入札期間の初日）の前に公表することができる。

6 契約担当者は、前項に定めるところにより予定価格を入札期日の前に公表するときは、第二十二条第一項の規定にかかわらず、予定価格調書（最低制限価格又は低入札価格調査基準価格が併記されるものを除く。）を封書にしないことができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十九号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第百八十三条中「第百八十一条第一項」を「第百八十一条」に、「及び同条第二項に規定する者との契約で定める文書」を「（同条第二項に規定する者にあつては、契約で定める文書を含む。）」に改める。

別表第一中

大分県警察学校	大分県教育庁中津教育事務所	大分県教育庁別府教育事務所	大分県教育庁大分教育事務所	大分県教育庁佐伯教育事務所	大分県教育庁竹田教育事務所	大分県教育庁日田教育事務所
	中津市	別府市	大分市	佐伯市	竹田市	日田市

を

警察学校

教育庁中津教育事務所	教育庁別府教育事務所	教育庁大分教育事務所	教育庁佐伯教育事務所	教育庁竹田教育事務所	教育庁日田教育事務所	教育庁遠隔教育配信センター
中津市	別府市	大分市	佐伯市	竹田市	日田市	大分市

に改める。

別表第二中

大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	豊後大野市
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	豊後大野市
大分県公文書館	大分市

に改める。

別表第三の大分県中部振興局の項の所属かいの欄を次のように改める。

- 大分県公文書館
- 大分県税務事務所（佐伯納税事務所及び豊後大野納税事務所に係るものを除く。）
- 中部保健所由布保健部
- 大分県動物愛護センター

別表第四の大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所の項の次に次のように加える。

大分県公文書館	館長の直近下位の庶務担当者	館長の直近下位の庶務担当者	館長の直近下位の庶務担当者	館長の直近下位の庶務担当者
---------	---------------	---------------	---------------	---------------

別表第四の教育事務所の項の次に次のように加える。

教育庁遠隔教育配信センター	次長	次長	次長
---------------	----	----	----

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の自動車保管場所関係事務の部の保管場所標章交付手数料の項を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。